

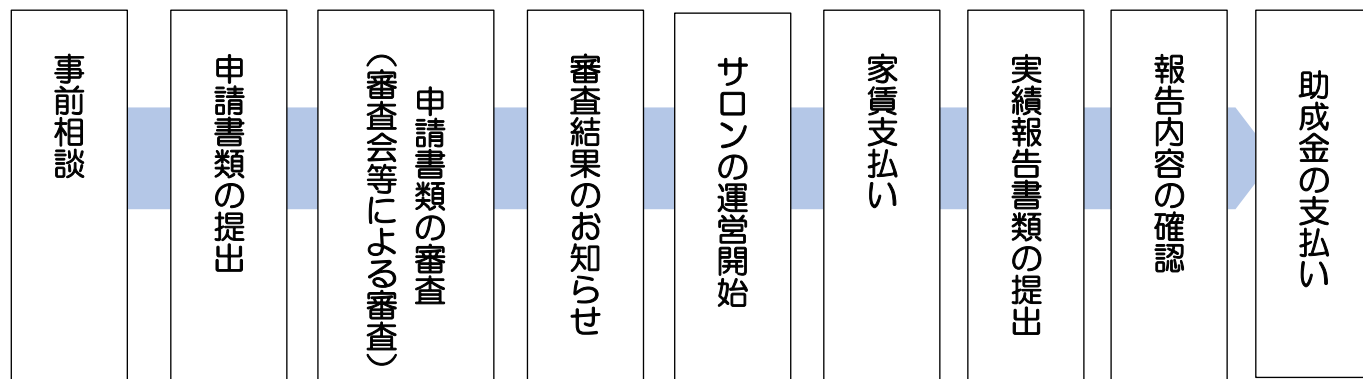
制度5. 地域サロン家賃助成金

～地域サロン家賃助成金とは～

高崎市では、自治会、町内会等の地域社会の活性化を図るため、高齢者同士の集まりや小さな子どもを持つ家族の交流の場として気軽に利用できるサロンの運営を目的として空き家を借りる場合に、家賃の一部を**予算の範囲内**で助成します。

地域サロンについて	● 本助成金における地域サロンとは、次のいずれにも該当するもの ・ 営利を目的とした活動でないもの ・ 地域の住民同士の交流機会等の確保に寄与すると見込まれるもの ・ 公益を害するおそれがなく、公序良俗に反しないもの
助成を受けられる空き家 ※右記要件をすべて満たすこと	● 高崎市内に存し、住居として利用されていた建築物であること ● 1年以上居住その他の使用がなされていないことを確認できる空き家等であること
助成を受けられる人(申請者)	● 地域サロンを運営する予定の団体、及び代表者
助成を受けられる主な要件 ※右記要件をすべて満たすこと	● 市税の滞納がないこと ● 過去に本助成事業の助成金の交付を受けていないこと ● 3月末までに市に実績報告書を提出できること
助成金額	● 月額家賃額に5分の4を乗じて得た額、上限額は月額5万円 ※月額家賃額には、管理費や駐車場費等は含みません ※交付決定日の翌月分から本年度3月分までが対象になります ※決定日が1日の場合は当月分から対象になります

＜助成制度の手続きの流れ＞



※要件の詳細や受付状況に関しては、建築住宅課までお問い合わせください。

※事業内容などを審査し、助成の可否を決定しますので決定まで時間がかかります。

高 崎 市

注意事項	(対象となる空き家等について) ● 登記事項証明書又は固定資産税の納税通知書等に記載されている建築物の種類が「住宅」等であるものが対象となります。(不動産登記されておらず、市の固定資産税台帳にも登録がない家屋は助成の対象となりません。) ● 一戸建て住宅の空き家が対象となります。(集合住宅等は対象となりません。) ● <u>過去1年間空き家であることを確認する書類としてガス・電気・水道の廃止が確認できるものが必要となります。</u>(ただし住民票などの情報により、空き家であることが明確な場合、提出は不要となる場合があります。また、最後に居住されていた方が病院や施設等に入院・入所されていた場合は入院・入居の証明書により空き家であることを確認する場合があります。) ● 居住者が退去後、物置又は倉庫等として利用していた場合、対象となりません。 ● 過去に本助成事業の助成金の交付を受けた空き家の同一敷地内にある空き家については交付を受けることはできません。(その所有者が異なる場合も、同様に本助成金の交付を受けることができません。) ● 交付決定前に利用を始めていた場合、対象となりません。 (申請者及び対象となる事業について) ● 「申請者」、「見積書の宛て名」、「領収書の宛て名」、「助成金振込み先の口座」はすべて同一人物の名義である必要があります。 ● 空き家の所有者が運営団体等の主要なメンバーやその親族の場合は対象となりません。 ● 宗教活動、政治活動、選挙活動、社会運動を行うサロンは対象となりません。 (その他) ● <u>運営にあたって、各種法令について遵守してください。(本助成金の申請前に必ず市建築住宅課及び関連部署へ事前相談を行い、関連部署との相談内容を記録しておいてください。)</u>※すでに制度4.地域サロン改修助成金及び、制度5.地域サロン家賃助成金の交付を受けている場合、事前相談は不要です。 ● 運営開始後、固定資産税及び都市計画税が増額となる場合があります。 ● 現地調査の際に職員が敷地内に立ち入る場合があります。 ● 運営開始後は、市が広報等を通じて行う本事業等の広報活動に協力してください。 (郵送での申請について) ● 申請書等が担当課に到着し確認を行った時点で受付となります。また必要書類が揃ったことが確認できるまで受理はできません。書類の郵送日が受付日とはなりませんのでご注意ください。 ● 申請者又は申請代理人の氏名及び日中に連絡がつく連絡先(電話番号)を必ず明記してください。書類到着後、必要に応じて担当者より連絡いたします。書類の不備や、申請者又は申請代理人と連絡がつかない場合は、手続きに時間を要する場合があります。 ● 郵送事情による遅延・紛失について市は責任を負いません。
-------------	--

高崎市

○申し込み時（事前相談時）に必要な書類

		書類名	条件等
申請者全員 必要な書類	☐	申請書 ※様式あり	
	☐	事業計画書 ※様式（任意）あり	いずれも事前相談時に必要 団体概要書は、概要書、規約会則等、会員名簿など
	☐	団体概要書 ※様式（任意）あり	
	☐	運営計画書 ※様式（任意）あり	
	☐	予定している家賃額が確認できるもの	賃貸借契約書の写し等
	☐	空き家の写真	外観、内部（既に本助成を受けている場合提出不要）
	☐	空き家等の見取り図又は平面図	手書きでも可、写真の撮影位置を図面上に記入（既に本助成を受けている場合提出不要）
	☐	同意書	
該当する場合のみ必要な書類	☐	空き家化の経緯報告書の内容を証明する書類	住民票等から空き家であったことを確認することが出来ない場合（施設等の入所日がわかるものなど）
	☐	委任状	申請手続きを代理人が行う場合

○本年度分の家賃支払いが終わったら必要な書類

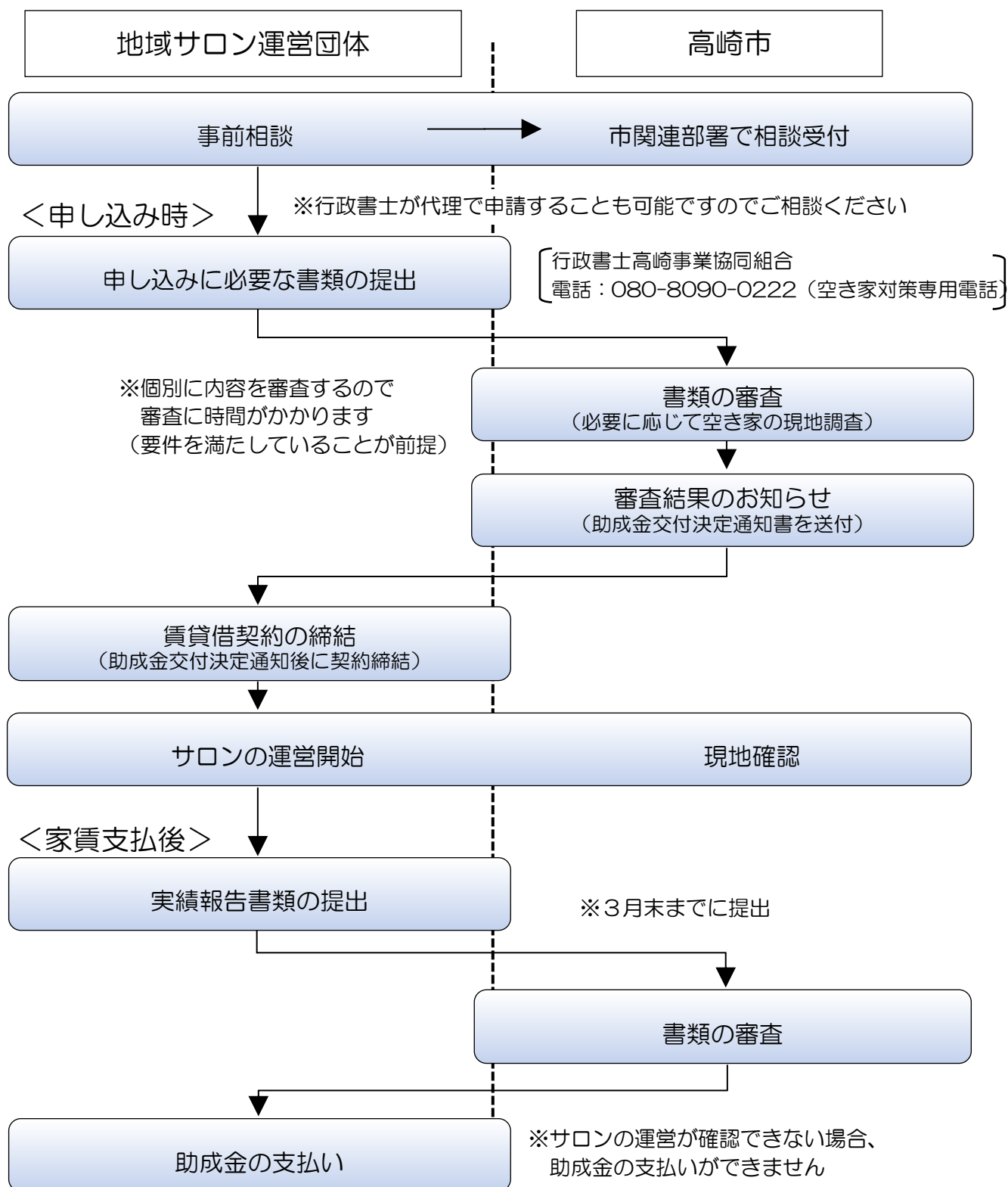
		書類名	条件等
申請者全員 必要な書類	☐	実績報告書 ※様式あり	交付決定通知書と同時に申請者へ送付します
	☐	家賃の支払いが確認できるもの	
	☐	事業実施報告書	
	☐	賃貸借契約書の写し	
	☐	請求書 ※様式あり	交付決定通知書と同時に申請者へ送付します
	☐	通帳の写し	申請者名義の通帳

○お願い

必要に応じて、上記以外の書類を提出していただく場合がありますのでご了承ください

高 崎 市

～ 制度5. 地域サロン家賃助成金 手続きの流れ ～



お問合せ先、受付窓口

〒370-8501 群馬県高崎市高松町 35 番地 1 建築住宅課 (9F)

電話 : 027-321-1314 FAX : 027-328-8990

メールアドレス : kenchiku-juutaku@city.takasaki.gunma.jp

業務時間 平日 AM8 時 30 分～PM5 時 15 分

高 崎 市